

通算第 24 回 令和 8 年度第 1 回 庄内学園学校運営協議会

日時：令和 8 年 5 月 11 日（月）

14:00 ～ 15:30

会場：庄内学園 2 F 会議室

< 次第 >

- 1 開会（司会：黒田）
- 2 校長挨拶
- 3 任命書交付
- 4 自己紹介【資料①】
- 5 学校運営協議会規則の確認【資料②】
- 6 会長の選出及び副会長の指名
- 7 前回会議録、令和 7 年度協議会自己評価の確認【資料③】【資料④】
- 8 議長の選出
- 9 熟議（司会：議長）
 - (1) 令和 8 年度学校運営の基本方針について【資料⑤】【資料⑥】【資料⑦】
 - (2) 夢育やらまいか事業について【資料⑧】
 - (3) 学校運営に必要な支援について【資料⑨】
- 10 連絡

★今後の学校運営協議会開催予定

日 時	主な協議内容の予定
7 月 13 日（月） 14:00～（予定）	第 2 回学校運営協議会 ◆特色ある学校づくりについて ◆学校運営に必要な支援について
11 月 9 日（月） 14:00～（予定）	第 3 回学校運営協議会 ◆特色ある学校づくりについて ◆学校運営に必要な支援について
2 月 15 日（月） 14:00～（予定）	第 4 回学校運営協議会 ◆学校運営についての学校関係者評価 ◆学校運営協議会の自己評価 ◆次年度の学校運営方針及びその力点の説明

庄内学園学校運営協議会委員

No.	氏 名	肩書 等
1	とくます ゆうし 徳増 祐志	学校支援コーディネーター・はままつフラワーパーク職員
2	ひおき さとる 日置 覚	浜松いわた信用金庫支店長
3	おぎ やすよし 荻 靖義	民生委員・児童委員・元校長
4	みやもと ゆうこ 宮本 優子	元教員
5	はかまた さとる 袴田 さとる	元校長
6	しんむら やすし 新村 恭	元教員
7	たなか かずこ 田中 和子	学校支援コーディネーター・読み聞かせボランティア
8	まきの あずみ 牧野 あずみ	R8 PTA会長
9	のなか さとし 野中 敏	庄内地区連合自治会専門理事

○浜松市学校運営協議会規則

令和元年8月29日

浜松市教育委員会規則第2号

改正 令和5年8月31日浜松市教委規則第10号

改正 令和7年3月26日浜松市教委規則第6号

改正 令和8年3月23日浜松市教委規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第47条の5の規定に基づき、学校運営協議会（以下「協議会」という。）について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 対象学校 協議会が、その運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校をいう。
- (2) 校長 対象学校の校長（園長を含む。）をいう。
- (3) 児童生徒 対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児をいう。
- (4) 保護者 児童生徒の保護者をいう。
- (5) 地域住民 対象学校の所在する地域の住民をいう。
- (6) 地域住民等 地域住民、対象学校の運営に資する活動を行う者その他の関係者をいう。

(目的)

第3条 協議会は、児童生徒及び地域の現状並びに学校の課題を捉え、特色ある学校づくりを推進するとともに、地域とともにある学校の実現に資することを理念として、浜松市教育委員会（以下「教育委員会」という。）及び校長の権限と責任の下、保護者及び地域住民等の対象学校の運営への参画を促進し、もって当該運営の改善及び児童生徒の教育活動の充実を図ることを目的とする。

(令7教委規則6・一部改正)

(設置)

第4条 教育委員会は、前条の目的が達成できると認められる場合には、当該目的が達成できると認められる学校ごとに、協議会を置くものとする。ただし、教育委員会が2以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要があると認める場合には、2以上の学校について一の協議会を置くことができる。

2 教育委員会は、前項の規定により協議会を置く場合には、校長、保護者及び地域住民

等の意見を反映するよう努めるものとする。

(協議会の役割)

第5条 協議会は、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 対象学校の運営に関すること。
- (2) 対象学校の運営への必要な支援に関すること。
- (3) 児童生徒の健全育成に関すること。

2 協議会は、協議の結果について、保護者及び地域住民等の理解を促し、主体的な参画並びに支援及び協力を得られるようにするため、保護者及び地域住民等に協議の結果に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

(対象学校の運営に関する基本的な方針の承認)

第6条 校長は、教育課程の編成、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(昭和46年法律第77号)第7条第1項に規定する業務量管理・健康確保措置の実施及び学校経営に関する全体構想について、毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得なければならない。

2 校長は、前項の規定により承認された基本的な方針に従い、対象学校の運営を行わなければならない。

(令8教委規則1・一部改正)

(対象学校の運営等に関する意見の申出)

第7条 協議会は、対象学校の運営に関する事項(次項に規定する事項を除く。)について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。

2 協議会は、対象学校の職員の採用その他の任用に関する事項(特定の職員に関するものを除く。)について、教育委員会に対して意見を述べることができる。

3 協議会は、前2項の規定により教育委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめ、校長の意見を聴取しなければならない。

(対象学校の運営等に関する評価)

第8条 協議会は、毎年度1回以上、対象学校の運営状況について、浜松市立幼稚園管理規則(平成2年浜松市教育委員会規則第6号)第21条第3項、浜松市立小中学校管理規則(昭和32年浜松市教育委員会規則第1号)第33条第3項又は浜松市立高等学校管理規則(昭和32年浜松市教育委員会規則第3号)第40条第3項に規定する評価を行わなければならない。

2 協議会は、毎年度1回以上、当該協議会の取組について自ら評価を行わなければならない。

3 前2項の評価について必要な事項は、別に定める。

(委員)

第9条 協議会は、委員10人以内で組織する。ただし、第4条第1項の規定により2以上の学校について一の協議会を置く場合は、委員15人以内で組織することができる。

2 校長は、次に掲げる者のうちから委員となることが適当と認められる者を選出し、教育委員会に推薦する。

(1) 地域住民

(2) 保護者

(3) 対象学校の運営に資する活動を行う者

(4) 前3号に掲げる者のほか、校長が適当と認める者

3 委員は、前項の規定により推薦された者のうちから、教育委員会が任命する。

4 委員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項に規定する特別職の地方公務員とする。

(委員の任期)

第10条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(令5教委規則10・一部改正)

(委員の解任)

第11条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、委員を解任することができる。

(1) 委員から辞任の申出があったとき。

(2) 心身の故障のため職務を行うことができないと認めるとき。

(3) 次条の規定に違反したとき。

2 校長は、委員が前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、直ちに教育委員会に報告しなければならない。

3 教育委員会は、委員を解任する場合は、当該委員に対して文書等によりその理由を示さなければならない。

(委員の守秘義務等)

第12条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

2 委員は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 委員としてふさわしくない行為をすること。

(2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教的活動等に不当に利用すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、協議会又は対象学校の適正な運営に著しい支障を及ぼす言動をすること。

(会長及び副会長)

第13条 協議会に会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 副会長は、委員のうちから会長が指名する。
- 4 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議の運営)

第14条 協議会の会議は、会長が招集する。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 会議の議長は、出席した委員の互選により、その都度定める。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 協議会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見や助言を聴くことができる。

(会議の公開)

第15条 協議会の会議は、公開とする。

- 2 議長は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、議決により秘密会とすることができる。
- 3 議長は、必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命じることができる。

(研修)

第16条 教育委員会は、委員に対して、協議会の役割及び責任、委員の役割及び責任等について正しい理解を得るため、必要な研修等を行うものとする。

(協議会の適正な運営を確保するために必要な措置)

第17条 教育委員会は、協議会の運営状況についての的確な把握を行うとともに、必要に応じて助言又は指導を行うものとする。

- 2 教育委員会は、協議会の運営が適正を欠くことにより、対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生じるおそれがあると認められる場合においては、当該協議会の適正な運営を確保するために必要な措置を講じるものとする。
- 3 教育委員会及び校長は、協議会が適切な合意形成を行うことができるよう必要な情報の提供を行うものとする。

(細目)

第18条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

第23回 令和7年度 第4回 庄内学園学校運営協議会 会議録 (要点記録)

資料③

- 1 開催日時 令和8年2月16日(月) 14時00分～15時30分
- 2 開催場所 庄内学園 会議室
- 3 出席委員 日置宇津広 佐藤眞悟 木村裕子 山中千恵子 徳増祐志 山本眞哉
後藤いづみ 宮本優子 石塚健次
オブザーバー 笹竹厚志(庄内協働センター所長)
- 4 欠席委員 日置 覚 荻 靖義
- 5 学 校 夏目聡美(校長) 黒田美知代(主幹教諭) 加茂真衣子(CSディレクター)
- 6 教育委員会 なし
- 7 傍 聴 者 なし
- 8 会議録作成者 加茂真衣子(CSディレクター)
- 9 議長の選出

第1回学校運営協議会の中で、年間を通して議長は徳増委員にお願いすることで、異議なく承認済みであることを、確認。

10 前回の会議録確認

黒田より、前回会議録についての報告があった。

11 協議事項

- (1) 学校関係者評価について(学校アンケートの結果分析)
- (2) 次年度の学校運営方針について
- (3) 学校運営協議会自己評価について

12 会議記録

黒田より、委員総数11人のうち9人の出席があり、過半数に達しているため会議が成立している旨の報告があった。

(1) 学校関係者評価について

司会の黒田より説明があり、評価の低かった「困難に打ち克つたくましい庄内の子を育てるにはどうしたらいいか」「学校での学びを地域に生かすにはどんな方法があるか」について協議を行い、以下のような質問や発言があった。

○「困難に打ち克ち、たくましく生きる子供」について先生たちの定義は？【徳増】

→学年によってめざすところが違うので、「困難に打ち克つたくましい子供」を育てるための手立てを教師が話し合っている。9年間を見通してめざすところが少しずつ上がっていくように。【黒田】

→「困難に打ち克ち、たくましく生きる」は「粘り強く取り組む力」と捉えている。【校長】

○質問項目の文言が難しいのでは？それが評価の低さにつながっているのでは？【石塚】

→初等部は、子供たちに分かりやすい文言に変えて質問をしている。担任から捕捉の説明もしている。保護者には、学園だより「浜名湖」の中で、4つの評価項目について、どんな活動を通して子供たちを育てているのか説明をしたが、子供たちにも同じように活動を振り返った上で、評価をさせてもよかったかもしれない。来年度に生かしたい。【黒田】

○「学校での学びを地域に生かす」の評価が保護者には難しいのかもしれない。どういう状態が達成になるのか。ブログでは発信されているが、それ以外での発信がないので、その部分

を考えていくとよいのでは。保護者だけでなく、地域の方も見られるような取り組みや提案をしていくとよい。関わった施設や人に、HPなどで紹介してもらったり、そのリンクをさら連絡網で保護者に知らせたり。また三者面談など、親子で来校する際に、子供が親に総合で行っていることの説明したり、庄内未来研究所の活動内容や成果物の掲示をしたりするなど、学校でやっていることを保護者に知らせる場を設けるのもよい。企業や団体など、関わった方からのコメントも子供たちへのよいフィードバックとなる。【徳増・日置・山本・石塚】

○今年度、庄内未来研究所の成果を保護者が見る機会は？【日置】

→今年度についてはなかった。3学期の参観会でやったらどうかという意見は出ているが、3学期は修学旅行や進路のことなど総合で他にすることもあり、参観会の時期とうまく合わないという問題もある。来年度は機会を設けられるよう、今職員で話し合いをしている。

小学生にも、庄内未来研究所の活動を見せていきたいと思っている。【校長】

→発表とまでいなくても展示や掲示などを行い、保護者にはアンケートを取り、アドバイスやメッセージを書いてもらうとよいのでは。子供はコメントをもらえてうれしいし、保護者は活動の成果を見ることができてうれしい。文化祭をやるのもよい。【山本・徳増】

○地域のことをよく知る場面を増やし、自信をもって一步を踏み出したり、発信したりすることも、たくましい子供の姿だと思う。【佐藤】

(2) 次年度の学校運営方針について

校長より説明があり、全員異議なくこれを承認した。「先生方の健康が大事なので、ワーク&ライフバランスを大切にしてほしい。」「グランドデザインがあるとより分かりやすい。」という発言があった。【日置・宮本】

(3) 学校運営協議会自己評価について

学校運営協議会自己評価について、日置会長より説明があった。

13 その他の報告・連絡事項等

学校支援コーディネーター（徳増）より研修会の報告、校長より夢育やらまいか事業の報告、黒田より学校支援ボランティアの活動報告やコサージュボランティア募集のお知らせがあった。

学校運営協議会委員長が令和7年度末で任期満了となるため、これまでの学校運営協議会の取組みについて説明があった。また、学校運営協議会会長（日置）より、令和8年度の学校運営協議会委員について説明があった。最後に黒田より、令和8年度の学校運営協議会の開催日時についての連絡があった。

(様式1)

学校番号 (小119・中24)

令和7年度 学校運営協議会自己評価表

浜松市立(庄内小・庄内中) 学校運営協議会長

<本年度の目標>

- 1 小中一貫校の特色を活かした活動の支援やPTA等各種団体との連携を深め、教育活動の充実、拡充を図る。
- 2 学校に必要な支援を推進するため、保護者、地域住民から学校が必要とする人材発掘を進め地域との繋がりの強化、生徒児童が楽しく学ぶことができる環境の整備を行う。
- 3 学校の教育活動や学校運営協議会活動の積極的な情報発信を行い、保護者や地域住民に学校の魅力や取り組みを広く伝える。

<評価項目1> 学校運営の基本方針について熟議することができたか。

⇒ ア よくできた イ できた ウ あまりできなかった エ できなかった
(理由)

学校から学校運営の基本方針について丁寧な説明があり、小中一貫校としての特色を活かした活動に取り組んでいく姿勢が伝わった。運営協議会の目的を達成するための方向性の確認をし、部活動の地域移行も含め学校運営の基本方針について熟議することができた。

<評価項目2> 承認した学校運営の基本方針に沿った、教育活動の充実につながる学校支援活動などについて熟議を進めることができたか。

⇒ ア よくできた イ できた ウ あまりできなかった エ できなかった
(理由)

子どもたちや地域の現状など学校と委員間で情報共有することで、より活発な学校支援活動の熟議を進めることができたが、部活動の地域移行については年間を通して議題としてあがっていたが、今後の方針、進め方など決まっていない部分も多く、十分な熟議までは至らなかった。

<評価項目3> 協議会での協議結果について、十分な情報発信を行ったか。

⇒ ア 充分に行った イ 行った ウ あまり行わなかった エ 行わなかった
(理由)

さくら連絡網を活用した庄内学園だより、PTAだよりの発信に加え、頻繁なブログアップにより学校での活動や各種支援などの情報発信を行うことができた。また、学校運営協議会での協議結果についても学校ホームページで公開されているが、どの程度認知されているかは不明。今後は、情報発信が行き届いていない地域住民への情報発信についての必要性や発信方法も含め検討が必要である。

<評価項目4> 今年度の評価を踏まえた来年度の目標

- 1 小中一貫校の特色を活かした教育活動の充実を図り、庄内学園未来研究所と連携するなど子どもたちの育成支援を行う。
- 2 各種団体(PTA、ボランティア団体など)との連携を強化するとともに、新たな人材発掘により地域との繋がりを強化し、地域で子どもを育てる環境を整える。
- 3 教育活動や学校運営協議会の取り組みなど積極的に情報発信を行い、広く学校の魅力を伝える。

学校運営協議会自己評価実施要項

浜松市教育委員会

1 趣旨

この要項は、浜松市学校運営協議会規則(令和元年 浜松市教育委員会規則第2号)第8条に規定する学校運営協議会(以下「協議会」という。)の自己評価の実施について必要な事項を定める。

2 評価の目的

各協議会が、自らの取組について、その取組内容や達成状況等について自己評価し、改善につなげることにより、保護者、地域住民等の対象学校の運営への参加を促進し、当該運営の改善及び児童生徒の教育活動の充実を図る。

3 評価の実施

協議会は、以下の評価項目について自ら評価を行う。

<評価項目>

(必須) ※全ての協議会で行う。

- 1 学校運営の基本方針について熟議することができたか。
- 2 承認した学校運営の基本方針に沿った、教育活動の充実につながる学校支援活動などについて熟議を進めることができたか。
- 3 協議会の結果について、十分な情報発信を行ったか。
- 4 今年度の評価を踏まえた来年度の目標

(参考) ※各協議会で追加する項目があれば設定する。

4 自己評価の結果の報告書の作成

協議会は、自己評価結果を様式1により、簡潔にとりまとめる。

5 評価結果の公表

協議会は、自己評価の結果について、CS便りや学校のホームページ等を活用し、広く保護者や地域住民等に公表するよう努める。

6 評価結果の報告と改善支援

(1) 教育委員会への報告

協議会は、様式1を当該年度末の指定する日までに教育委員会へ提出する。

(2) 教育委員会による改善支援

ア 様式1の活用

様式1は教育委員会教育総務課が集約し、各協議会の運営状況について把握するための資料とする。

イ 評価結果等に基づく改善支援

教育委員会は、評価結果等に基づき、各協議会の取組の改善が図られるよう、必要な助言又は指導を行う。

附 則

この実施要項は、令和2年9月1日から施行する。

この実施要項は、令和5年4月1日から施行する。

<記入上の留意点>

(様式1)

学校番号 (小・中・高)

令和8年度 学校運営協議会自己評価表

浜松市立 () 学校運営協議会長

<本年度の目標>

- ※ 前年度に協議会で協議した目標を再確認し、委員間で共有する。
- ※ 目標が、会議体として相応しい目標か、学校運営の基本方針に関わることを中心に据えられているか等を確認する。
- ※ 1～2点に絞るとよい。
- ※ **【重要】<評価項目1～3>と<来年度の目標>は、委員個人の評価ではなく、協議会としてまとめた評価を記載する。**

<評価項目1> 学校運営の基本方針について熟議することができたか。

- ⇒ ア よくできた イ できた ウ あまりできなかった エ できなかった
(理由)
- ※ 参考資料【熟議チェックシート】の評価項目1をもとに、振り返る。
 - ※ 委員個人の評価ではなく、協議会としての評価を記載する。
 - ※ 学校運営の基本方針(自校の学校教育目標や「育てたい力」等)について、協議した内容を簡潔に評価する。(1～2点でよい。)

<評価項目2> 承認した学校運営の基本方針に沿った、教育活動の充実につながる学校支援活動などについて熟議を進めることができたか。

- ⇒ ア よくできた イ できた ウ あまりできなかった エ できなかった
(理由)
- ※ 参考資料【熟議チェックシート】の評価項目2をもと、振り返る。
 - ※ 成果・課題等を簡潔に記載する。方法論だけではなく、「育てたい力」や「目指す子供の姿」とのつながりをポイントにする。(1～2点でよい。)

<評価項目3> 協議会での協議結果について、十分な情報発信を行ったか。

- ⇒ ア 充分に行った イ 行った ウ あまり行わなかった エ 行わなかった
(理由)
- ※ 協議会での協議結果(会議録への記載内容等)について、どんな方法による情報発信を行ったか、それによってどのような効果があったのか等を振り返って記載する。

<評価項目4> 今年度の評価を踏まえた来年度の目標

- ※ 1～2点に絞り、記載する。
- ※ 学校運営協議会は、会議体であるため、会議体として相応しい目標を設定する。委員が、個人としてボランティア活動に参加することは想定されるが、学校運営協議会がボランティア活動の主体となることは想定していない。
- ★ 自己評価の結果については、学校ホームページで公表する。

【参考資料】

氏名 ()

【 熟議子エックシート 】
できている もう少し

評価項目 1	校長の説明を聞いて、分からない用語や疑問に感じたことを遠慮なく質問し、それに対して理解・納得できる回答が得られた。
	基本方針の承認にあたり、校長の説明を聞置だけでなく、よりよい学校運営のために委員が建設的な意見を発言できた。
	委員が、学校教育目標や学校運営の基本方針についての内容を理解し、共有した。
	学校評価などの評価結果を生かした改善について確認した。
	学校運営について、委員が率直に意見を述べることができました。
評価項目 2	学校の教育目標と学校支援活動とのつながりを意識して、協議会で協議を重ねた。
	熟議の結果、学校、家庭、地域がそれぞれ実行すべきこと、役割分担が明確になった。
	これまで行われてきた学校支援活動についても、教育目標とのつながりや学校、家庭、地域の役割分担を考え、見直すことができた。
	協議会で決定し、実施した学校支援活動について、振り返りや反省を行った。

令和8年度 庄内学園 学校経営方針

令和8年4月1日

I 基本理念

本学園は、施設一体型小中一貫校としての強みを最大限に活かし、9年間の学びと育ちの連続性を意識して教育活動を展開します。多様な個に応じた指導を通じて、子供たち一人一人の夢や希望、志の実現を支援・応援する学校経営を目指します。

1 学校教育目標

学園教育目標 夢を持ち、希望を語り、未来に向かう

学校教育目標 主体的に学び協働しながら未来を創造できる市民の育成

2 キャリア教育で育てる力

学校教育目標の達成と連携させ、「未来を創造できる市民」を育てるため、以下の4つの力（基礎的汎用的能力）を育成します。

- つながる力【協働】 人間関係・コミュニケーション能力
- 自立する力【自立】 自己理解・自己管理能力
- 考える力【創造】 課題対応能力（問題発見・解決）
- 見通す力【自分を見つめる】 キャリアプランニング能力（将来を見通し、選択する力）

3 目指す子供の姿

第4次浜松市教育総合計画「はままつ人づくり未来プラン」(2025年度～2034年度)では、「自分らしさを大切にする子供」「他者と協働し、主体的に行動できる子供」「自己調整しながら、粘り強く取り組む子供」を目指す子供の姿としています。本校ではこの理念と学校教育目標を踏まえ、目指す子供の姿を以下のように設定します。

- 自分らしさと人との関わりを大切にする子供
- 困難に打ち克ち、たくましく生き抜く子供
- 他者と協働し、主体的に行動する子供
- 学んだことを社会・地域に生かせる子供

II 学校経営目標（目指す学校像）

1 経営の基本方針

「子供に愛情をもって関わる」「すべては、みんなの幸せのために」

2 目指す学校像

○元気で活気のある学校：主体性と協働を大切にし、子供も教職員もいきいきとした学校

○心温まる学校：子供も教職員も安心して過ごせる、温かな雰囲気のある学校

○みんなで幸せになる学校：「キープスマイル・ステイポジティブ」を合言葉に、地域を愛し、地域に愛され、児童生徒が誇りを持てる学校

III 重点施策（具体的な手立て）

1 9年間の「学び」と「育ち」の連続性の確立

本学園は施設一体型小中一貫校として、「9年間の学びと育ちをつなぐ」ことを学校づくりの柱とします。その実現に向けて、小中の枠を越えた関わりや異学年の交流を大切にしながら、子供たちが互いに学び合い、支え合う関係を育みます。また、4・2・3制の視点に立ち、「初等部」「中等部」「高等部」それぞれの段階で育てたい力を共有し、連続性のある指導を進めます。

(1) 学びの接続と深化

新学習指導要領が目指す「主体的・対話的で深い学び」の視点から授業改善を徹底します。特に「知識及び技能の習得」「思考力・判断力・表現力等の育成」「学びに向かう力、人間性の涵養」の3点を確実に押さえる教育課程を編成します。さらに、ICTを効果的に活用し、協働的で個別最適な学びの一体的な充実を図ります。

(2) 育ちの連続的な指導：

発達の累加性を踏まえ、初等部・中等部・高等部（4・2・3制）で育てるべき力を明確にし、各学年で身に付けさせるべき事項を確実に指導します。

(3) 小中連携による指導体制

一人一人の9年間の「育ち」について、小中で情報を共有し、継続的な指導に役立てます。また、「学年の子供は学校の子供、学校の子供は地域の子供」という前提に立ち、教職員が組織で指導に当たります。

2 「未来を創造できる市民の育成」と「困難を乗り越える力」の強化

学校評価で課題とされた「困難に打ち克ち、たくましく生きる力（粘り強さ）」の育成を最重点課題として取り組みます。

(1) 「粘り強さ」の意図的な育成

本学園の強みである異学年交流や縦割り活動を活用し、「困難に打ち克つ力」を重点的に育成します。縦割りグループで長期間にわたる目標設定を伴う活動を設定し、「失敗しても挑戦し続ける」経験を意図的に組み込むことで、粘り強さの可視化と評価を行います。

⇒例) 庄内未来研究所での取り組みにおいて、PDCA サイクルを活用し、課題解決に向けて試行錯誤を繰り返しながら克服するという体験とポートフォリオの活用及び指導者によるフィードバック。

(2) 「自立する力」との連携強化

問題解決の場面で、子供自身が考え、自己決定して困難を乗り越えていくことができる指導を心掛けます。キャリア教育で育成する力の一つ「自立する力」と結びつけ、「目標に向かって計画を立て、実行し、振り返って改善する」具体的なプロセスを日常の学習・生活習慣として定着させ、粘り強さの基盤を築きます。

⇒例) 単元を見通した授業構想、課題の自己決定、解決方法の選択など自由度の高い授業スタイル（個別最適な学び）、ふりかえりの工夫。

⇒例) 学級力レーダーチャートを使った自己分析と課題解決。

(3) 地域貢献を通じた主体性の発揮

高等部の「庄内未来研究所」を児童生徒による「地域貢献」活動に位置付け、子供たちが誇りを持って主体的に学び、活動する場とします。保護者・地域への発信方法を工夫します。

(4) ボランティア活動への積極的な参加を推奨し、生徒の貢献意識と参加したことによって得られる自己有用感の向上を図ります。

3 地域・家庭との協働体制の深化

(1) 地域社会との連携強化

CS 導入 7 年目を迎え、「地域とともにある学校」としての歩みをさらに深化させます。教職員は未来への活力を運ぶ「風」、地域住民は育ちを支える「土」であり、双方が一体となって持続可能な教育風土を築きます。特に高等部の「庄内未来研究所」を地域貢献の柱に据え、児童生徒を「地域の重要な担い手」と位置づけた社会参画の学びを推進します。これら地域との強固な協働体制を通じ、学校・家庭・地域が一体となって子供たちの未来を創生していきます。

(2) 協働者としての連携

学校と家庭は、子供の健やかな成長を支える「車の両輪」です。双方が同じ目的を共有し、情報を伝え合うことで、子供たちの教育活動を共に推進します。こうした学校と家庭

のつながりを大切にしながら、保護者を「共に教育に深く関わる協働者」と捉え、教育活動を支え合う関係をさらに深めます。

4 成長因子のある教職員文化の創造

(1) サーバントリーダーシップの浸透

教職員一人ひとりがそれぞれのチームのリーダーであるという認識を持ち、サーバントリーダーシップの考え方（奉仕の精神、共感と聴く力、成長を促す姿勢）を学校経営、学年・学級経営等に生かします。

(2) 学び続ける教職員

教員育成指標に基づき、教職員が専門性と指導力を磨き続け、子供の成長を支援する伴走者としての役割を果たすことを重視します。

(3) クラウド活用の推進

「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実を図るため、クラウド活用のさらなる質の向上を目指します。授業改善のPDCAサイクルを加速させるため、教職員同士の相互授業参観や研修を強化します。

(4) ワーク&ライフバランスの重視

教職員が安心して過ごし、働く喜びを得られるよう、ワーク&ライフバランスを大切にし、無理のない学校運営を心掛けます。

(5) 不易流行を見定める慧眼（大切なものを見抜くまなざし）

時代の流れとともに価値観は多様化し、それに伴い変革を余儀なくされることもあります。しかし、教育において、変わらないもの、変えてはいけないものもあります。日本の教育において、長年取り組まれてきたことには、それなりの理由があり、価値があります。特に大切にしたいのは、心の教育に関するところです。端的にまとめられたのが、はままつマナーです。「時を守り、場を清め、礼を正す」これは、人としての基本的な行動規範であり、周囲と調和しながら自らを律して生きるための基本的な三つの心得です。

教職員自らがこのことを心に留めて、範を示します。

また、「聞くこと」の指導を徹底します。相手の話を聞くこと、返事をする事は、相手を尊重する心の表れに他なりません。自分が大切にされていることを実感できることが、心理的安全性の保持には欠かせません。誰もが安心して生活できる学校にするための基礎基本を大切にします。

(6) 夢を持ち、希望を語る教職員

学園教育目標の言葉にあるように子供たちが夢を持つためには、一番身近な大人である教職員が楽しそうに「夢を持ち、希望を語る」姿を見せることが大切であると考えます。教職員がウェルビーイングを実感し、「生きがい」と「行きがい」を感じられる学校を目指します。

令和8年度 庄内学園目指す子供像の中の最重要課題「②困難に打ち克ち、たくましく生き抜く子供」について
 令和7年度末に先生方にご意見を伺い、以下のようにまとめました。各部での指導に生かしていきましょう。

学部	めざす姿	そのための手立て	キーワード
初等部	あきらめずに最後までやり抜く姿	<ul style="list-style-type: none"> ・スモールステップの設定と目的の明確化 ・失敗を次に活かすワークシートや声掛け ・解決方法を提示し、子ども自身に選択させる 	あきらめない、粘り強く、再挑戦、自分で選ぶ
中等部	自ら考え、判断し、行動する姿	<ul style="list-style-type: none"> ・PDCAサイクル (振り返り→改善)の意識付け ・考察をもとに「もう一度」試行する時間の確保 ・話し合いによる合意形成の場の設定 ・実社会に近い文脈での課題設定 ・長期的な目標設定と進捗管理のサポート ・集団の中での役割遂行と責任感の醸成 	自分で考える、別の手立て、試行錯誤、価値付け
高等部	社会を見据え、自立して挑む姿		自立、社会、自己管理、責任

7 グランドデザイン [学校経営構想]

【はままつの教育】描く夢や未来の実現			
【校訓】自主・協力・責任			
【学園教育目標】	夢を持ち 希望を語り 未来に向かう		
【学校教育目標】	主体的に学び、協働しながら未来を創造できる市民の育成		
【経営の基本方針】	「子供に愛情をもって関わる」「すべては、みんなの幸せのために」		
【目指す学校像】			
元気で活気のある学校 ～主体性と協働を大切にされた教育活動～	心温まる学校 ～児童生徒、教職員が安心して過ごせる学校～	みんなで幸せになる学校 ～キープスマイル ステイポジティブ～	
【育てたい子供像】			
○自分らしさと人との関わりを大切にする子供 ○他者と協働し、主体的に行動する子供		○困難に打ち克ち、たくましく生き抜く子供 ○学んだことを社会・地域に生かせる子供	
キャリア教育で「身に付けさせたい力」			
つながる力 【協働】	自立する力 【自立】	考える力 【創造】	見通す力 【協働・自立・創造を通して、自分を見つめる】
<ul style="list-style-type: none"> コミュニケーション能力 他者を理解し思いやる力 自分から他者に働きかける力 	<ul style="list-style-type: none"> 自分で判断し行動する力 一歩前に出て物事に取り組む力 失敗しても挑戦し続ける力 	<ul style="list-style-type: none"> 情報を収集、整理し、課題をつかむ力 課題解決のための計画を立て実行する力 新しいものや考え方を作り出そうとする力 	<ul style="list-style-type: none"> 学んだことの意味を考え価値付ける力 学んでいることと自分の将来や社会とのつながりを考える力 生き方の多様性を理解する力
【学校教育目標】			
主体的に学び、協働しながら未来を創造できる市民の育成			
地域との連携・協働 地域とともにある学校			
庄内学園学校運営協議会 TEAM SHONAI “絆”			
<TEAM “心”> 【心を育む活動】	<TEAM “学”> 【学ぶ力を育む活動】	<TEAM “命”> 【命を守る活動】	<TEAM “笑”> 【笑顔を魅せる活動】
<ul style="list-style-type: none"> ○読み聞かせ ○環境美化活動 ・花いっぱい運動 ・奉仕作業 ・クリーン作戦 ○生き方講話 	<ul style="list-style-type: none"> ○授業支援 ・専門性を生かした支援 ○放課後学力補充 ・基礎学力の補充 ・自学自習支援 ・長期休業中の課題学習支援 	<ul style="list-style-type: none"> ○交通安全見守り ・登下校、自転車通学 ○暴力追放総決起集会 ○祭典・県下一斉補導 ○命の講話 	<ul style="list-style-type: none"> ○学びを楽しむ事業 ・天体観察等の夢活動 ○挨拶運動 ・登下校 ・いい声掛けデー

第1 いじめ防止等のための基本的な考え方

- いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条第1項）
 - 当該児童又は生徒（以下「児童等」という）と一定の人間関係にある他の児童等が行う、心理的又は物理的な影響を与える行為であって、児童等が心身の苦痛を感じているものをいう
 - いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、校内いじめ対策委員会を活用して行う
- いじめの理解
 - いじめは、どの子供にも、どこでも起こりうるものである
 - 嫌がらせやいじわる等の暴力を伴わないいじめは、多くの子供が入れ替わりながら被害も経験する
- いじめの未然防止
 - 子供を取り巻く大人が一丸となって、心の通い合う温か度で優しい人間関係を築き、いじめを許さない、いじめを許さない、いじめを許さないを育てていく
- いじめの早期発見
 - 学校、地域、家庭が一体となって子供を見守る体制を整え、早期発見に努める
- いじめへの対応
 - 直ちにいじめを受けた子供の安全を確保、詳細を確認し、いじめを行った子供から事情を確認し、組織的に適切に指導する
 - 家庭や教育委員会へ連絡・相談する

第2 いじめ防止等のための対策※左下段からの続き

- 関係機関との連携
 - 校内いじめ対策委員会は、必要に応じて、心理や福祉の専門家（スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー）等の協力を求める
 - いじめが「解消している」状態
 - いじめに係る行為が止んでいないこと（3か月を目安）
 - いじめを受けた子供が心身の苦痛を感じていないこと
- 地域の役割
 - PTAや学校運営協議会、地域の関係団体との連携の促進や、地域に存在する青少年健全育成会や地域パトロール等が、家庭・学校と組織的に連携・協働できるような体制を構築する
- 家庭の役割
 - 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、児童がいじめを行うことのないよう、規範意識を養うための指導、その他の必要な指導を行うよう努めるものとする（いじめ防止対策推進法第9条第1項）
 - ルールやマナーを守ることを子供に教える
 - 子供からいじめの相談を受けたら、学校へ通報するなど適切な措置をとる
 - 子供との触れ合いや対話を大切に、子供のありのままを受け止め、「あなたの味方だよ」と子供が安心感や信頼感で満たされるように努める
 - 子供に携帯電話を使用させる場合には、保護者として責任をもって子供の使い方や様子に注意を払う

第2 いじめ防止等のための対策

- 「校内いじめ対策委員会」の組織と役割
 - 週に1回程度定期的に開催し、いじめと疑われる事案が発生した際には、随時の委員会を即時開催する
 - 認知・対応方針を迅速に決定する
- 児童等への対応
 - 事実確認※複数対応
 - 指導・支援、保護者報告※被害、加害共に、事実と指導、今後の方針
 - 観察継続（3か月目安）
- いじめの未然防止に関する取組
 - 全校朝会「命について考える」
 - 児童会・生徒会活動（いじめ撲滅に向けた児童・生徒集会等）
 - 「生命の尊厳」をテーマにした道徳科授業
- いじめの早期発見に関する取組
 - 日頃から子供とのコミュニケーションを図るとともに、定期的なアンケート調査を行うことで、子供がいじめを訴えやすい環境を整える。
- いじめに対する措置
 - いじめを発見、又はいじめの相談を受けた場合には、速やかに、校内いじめ対策委員会に対し報告し、組織的な対応につなげる
 - 直ちに教育相談や事実確認を行う
 - いじめを受けた子供とその保護者に対する支援、いじめを行った子供とその保護者に対して指導や助言を行う
 - 犯罪行為と認められるいじめがあった時は、警察と連携して対処していく

第3 重大事態への対応

- いじめの重大事態が発生した場合、学校は直ちに教育委員会に報告し、ガイドライン等により適切に対応する
 - 重大事態の意味
 - 次のような場合をいう
 - ア 子供の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき認めるとき
 - イ 子供が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき認められる時
 - ウ 子供が保護者から、重大な被害が生じたという申立てがあった場合、調査を行い、教育委員会と対応について協議する

- 子供が、いじめを行ったことが分かっていた場合には、以下のような視点を持ち、学校と協力して指導する
 - ア いじめは人格を傷付け、生命、身体、財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる
 - イ いじめの背景にあるストレス等の要因の改善を図ると共に、ストレスに適切に対応できる力を育む
 - ウ 学校等で心理的な孤独感・疎外感を受けていないか配慮する

(様式1)

令和 8年 5月11日

庄内学園
夢をはぐくむ学校づくり推進協議会
代表 野中 敏 様

庄内学園学校運営協議会
会 長 徳増 祐志

夢育やらまいか事業に対する意見書

令和8年5月11日に開催した学校運営協議会において、下記の意見を議決しましたので報告します。

記

1 学校運営の基本方針を具現化するための意見

学校教育目標にある「主体的に学び協働しながら未来を創造できる市民の育成」の具現に向け、地域の「ひと・もの・こと」を生かした教育活動のさらなる展開を図る。

⇒ 地域を知り、庄内地区ならではの探究活動を行う「はまなこ学習」、(3～6年生)、20年後の庄内地域について探究活動を行う「庄内未来研究所」(7～9年生)の充実と深化を目指す。

⇒ 本年度58周年を迎えるポットマム活動の充実と継続を目指すとともに、フラワーコミュニティの実現に向けて、地域住民や保護者とともに花壇整備等の環境美化活動を行う。

庄内学園コミュニティ・スクール TEAM SHONAI “絆”



<コミュニティ・スクール (CS) とは?>

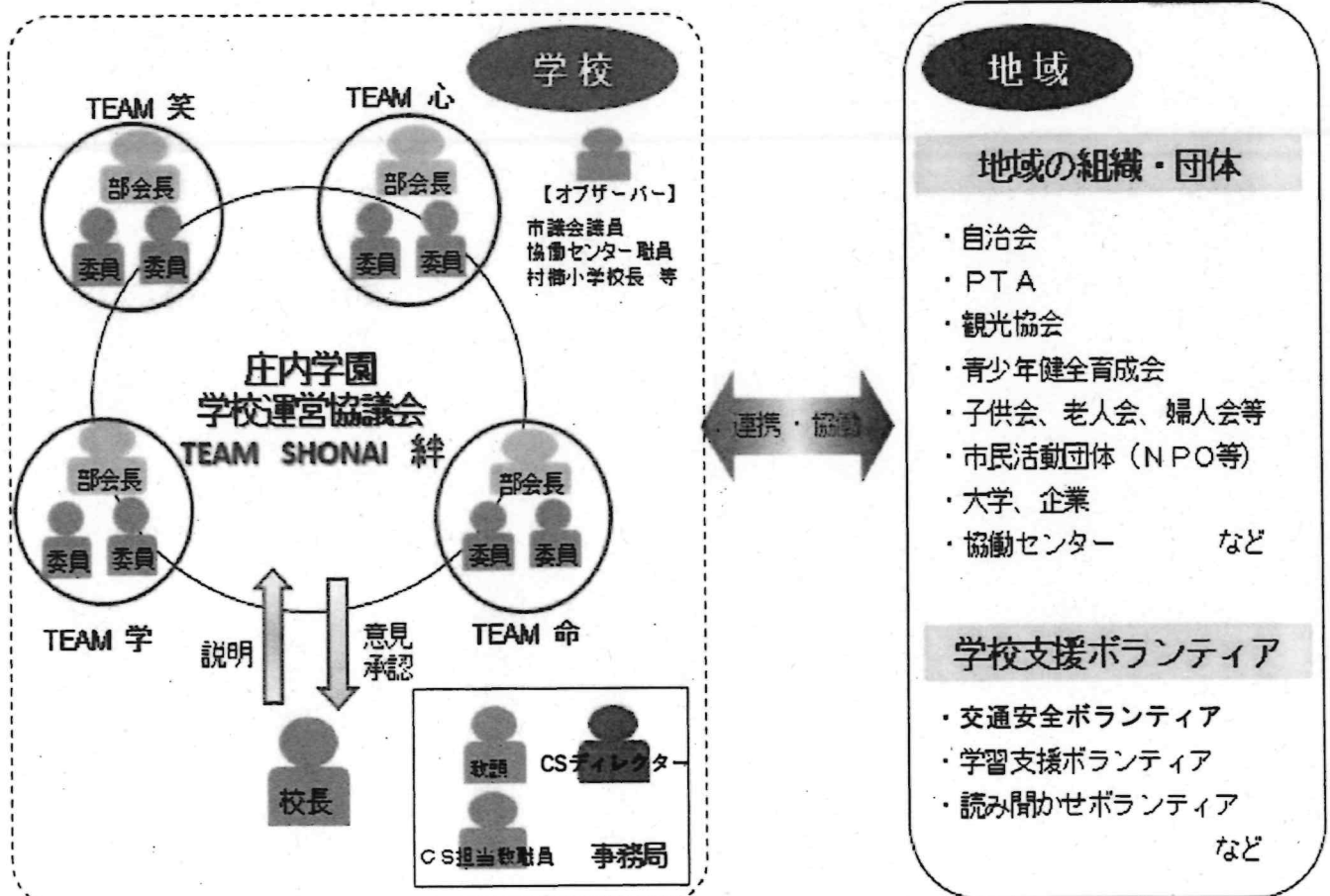
学校運営協議会を設置した学校のことを、<コミュニティ・スクール (CS) >と言います。

学校運営協議会は、地域の方が学校運営の計画段階から参画をし、学校運営及び学校運営に必要な支援について協議をします。そのため、コミュニティ・スクールは【地域とともにある学校】、地域の方は【学校の応援団】とも言われます。

学校運営協議会がその役割を果たすため、以下のことが重要となります。

- ①学校と地域が子供の教育に対するビジョンを共有し、校長が作成した学校運営の基本方針を承認する。
- ②学校が必要とする支援について、その支援策を熟議（熟慮と協議）する。
※持続可能で子供のためになるCSを目指し、支援は、あせらず・よくばらず・じっくりと進める。
- ③学校運営に必要な支援のP（計画）D（支援）C（評価）A（改善）を行い、必要に応じて教育委員会へ支援の具申を行う。
- ④教職員及び地域住民にとってCSの仕組みや取組が当たり前となるよう、学校だより等で周知していく。

学校運営協議会制度を導入した庄内学園では、以上の4つのことを念頭にコミュニティ・スクールを推進し、【地域とともにある学校】を目指していきます。



< 庄内学園のコミュニティ・スクール (CS) >

< TEAM SHONAI “絆” とは? >

庄内学園では、子供たちが地域の「ひと・もの・こと」との関わりを楽しみながら自分らしい生き方を模索する「キャリア教育を核とした人づくり」を推進します。その実現に向け、コミュニティ・スクールの仕組みを活用した、学校と地域が『連携・協働』する「TEAM SHONAI “絆”」を組織しています。

「TEAM SHONAI “絆”」は、「TEAM “心”」「TEAM “学”」「TEAM “命”」「TEAM “笑”」の4チームから成る「学校応援組織」の総称です。

TEAM SHONAI “絆” 庄内学園学校運営協議会

<TEAM “心” > 【心を育む活動】	<TEAM “学” > 【学ぶ力を育む活動】	<TEAM “命” > 【命を守る活動】	<TEAM “笑” > 【笑顔を魅せる活動】
○環境美化活動 ・ポットマム支援 ・花いっぱい大作戦 (花壇) ○読み聞かせ	○授業支援 ・専門性を生かした支援 ・算数支援やミシンボランティア ○放課後学力補充 ・中学生のテスト対策	○交通安全見守り ・登下校、自転車通学 ・スクールバス乗降支援	○コサージュづくり ○学びを楽しむ事業 ・天体観察等の夢活動

TEAM “心”



花いっぱい大作戦



読み聞かせ

TEAM “学”



ミシンボランティア

TEAM “命”



登下校の見守り

TEAM “笑”



星空観測



コサージュづくり

はじまるよ！ ラーケーション

家族でつくる、特別な学びの日

ラーケーションとは…

学び（ラーニング）と休暇（バケーション）を組み合わせた造語で、平日に校外等で、子供たちが興味・関心に応じた学びを、保護者等と一緒にする日です。

ラーケーション の目的



第4次浜松市教育総合計画では、コンセプトの一つに「主体性」を掲げています。子供たちが、平日に保護者等とともに学校外で体験的・探究的な活動を行うことにより、主体的に学び課題を発見して解決する力の育成を応援するものです。

取得日数



- ・1年に3日間（1日単位）まで取得できます。
 - ・「欠席」にはなりません。
- ★必ず取得しなければいけないものではありません。

取得方法



- ・さくら連絡網を使って、取得日の1週間前までに申請します。
- ・さくら連絡網に未登録のご家庭は、下の二次元コードから申請書をダウンロードして、学校に提出してください。学校からの連絡をもって「承認」となります。

留意点



- ・必ず保護者等（※）と一緒に活動をしてください。
- ・※父母、祖父母、成人した兄弟、その他親族、同居者
- ・各学校で設定されている「利用できない日」には、取得することができません。
- ・休んだ日の授業内容は、家庭での自主学習で補ってください。
- ・給食費の返金は行いません。
- ・「日本スポーツ振興センター」の災害共済給付金制度は適用されません。



ラーケーションに関するQ&A

Q いつから始まりますか？

A 令和8年5月1日以降、準備ができた学校から始まります。

Q どのように申請すればいいですか？

A さくら連絡網を使って申請します。申請方法の詳細は、4月上旬にお知らせします。

Q どのような活動内容なら申請することができますか？

A 例として以下のようなものが考えられます。

- ・ものづくり(陶芸、竹細工、染物、ガラス など)
- ・農業・自然体験(収穫体験、動植物観察、野外活動、環境学習 など)
- ・芸術鑑賞(美術、演劇、音楽 など)
- ・施設見学(博物館、科学館、水族館、職場、工場、学校 など)
- ・大会・講座参加(スポーツ大会、調理教室、プログラミング教室 など)
- ・家庭学習(進路や職業について考える、日頃できない学習をする など)

Q 友達同士で一緒に取得することはできますか？

A 子供たちそれぞれの保護者等(※)の同伴があれば可能です。

※父母、祖父母、成人した兄姉、その他親族、同居者

Q ラーケーションを取得できない日はいつですか？

A ラーケーションを取得できない日が、各学校からお知らせされますので、それをご覧ください。

Q 連続して2日間、3日間取得することはできますか？

A 可能です。

Q 活動内容がラーケーションの趣旨に合わない場合はどうなりますか？

A その場合は、「家事・都合」での「欠席」となります。
ご不明な点がございましたら、教育総務課までご連絡ください。